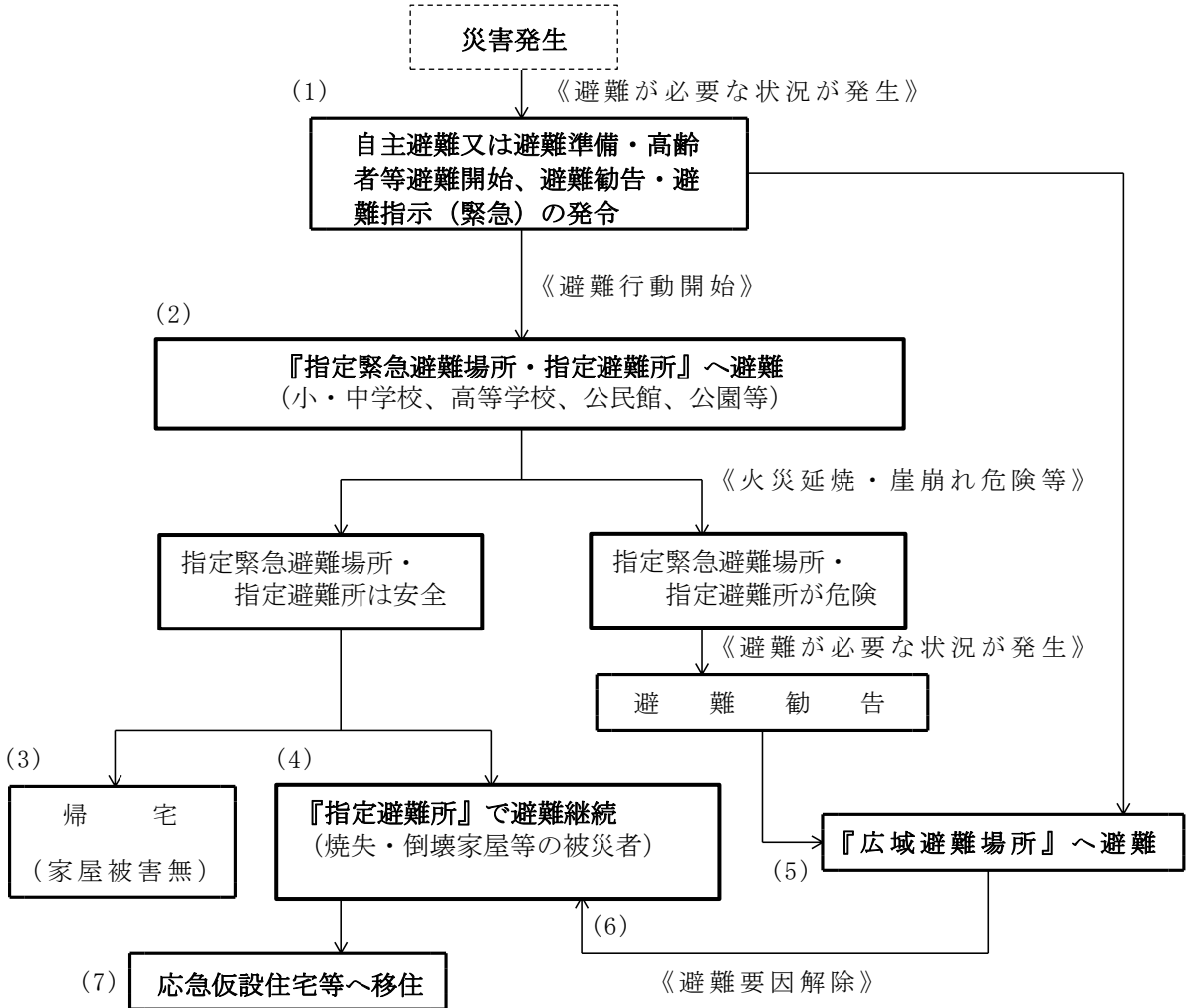
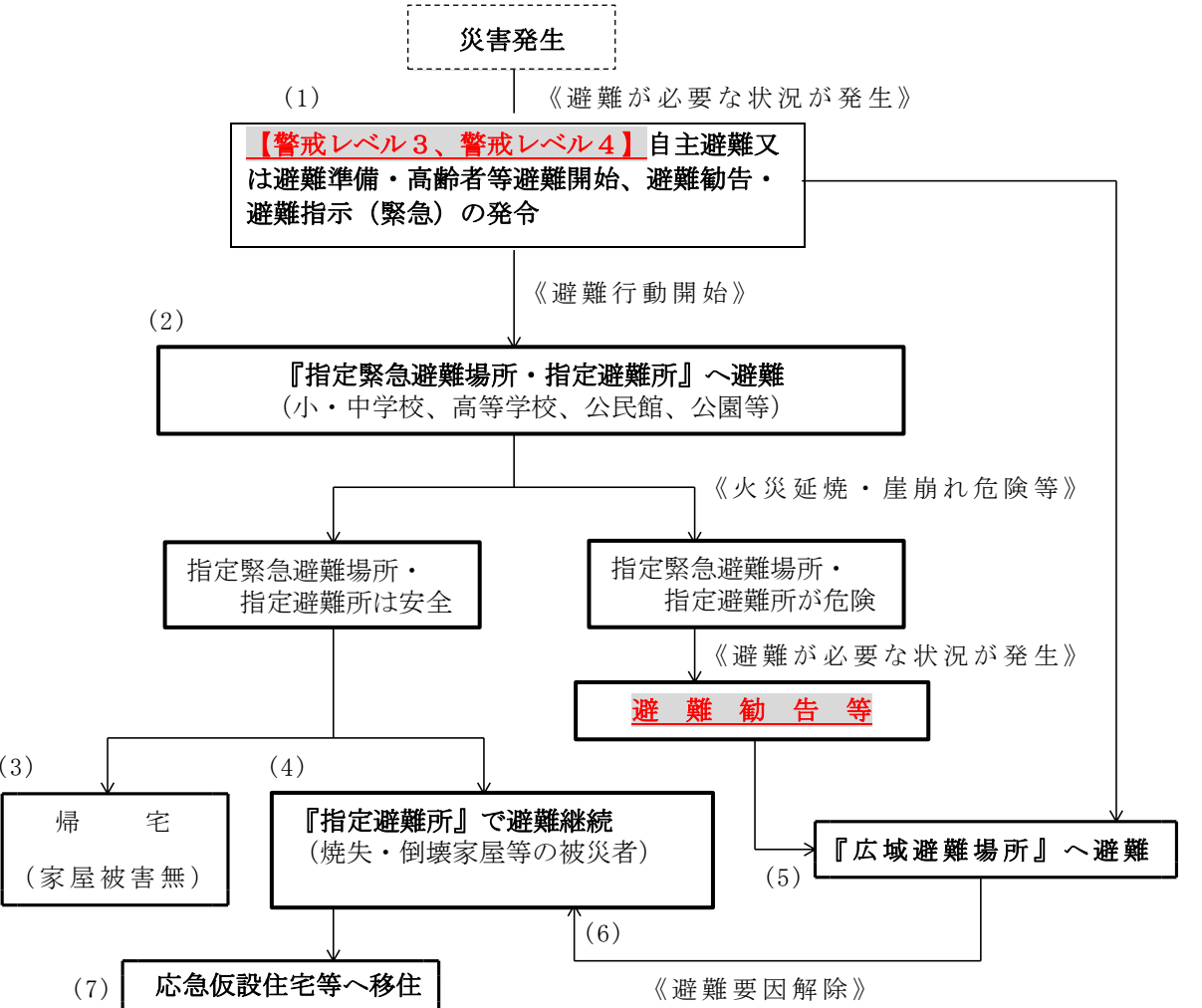


流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 28 年度修正）	修正案（令和元年度修正）
<p>地・風 3-85</p>	<p>第5節 避難計画</p> <p>市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、避難勧告・避難指示（緊急）の基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。</p> <p>第1 避難方法</p> <p style="text-align: right;">【災対本部事務局・避難誘導救援班】</p> <p>災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">図 3-5-1 避難フロー図</p>	<p>第5節 避難計画</p> <p>市は、災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、被災者及び危険地域の住民等を速やかに安全な場所へ避難誘導するため、（警戒レベル4）避難勧告・避難指示（緊急）の基準や伝達、誘導等の方法を定めるとともに、避難住民の生活を維持するため、避難所の設置及び管理運営の方法について定めるものとする。</p> <p>第1 避難方法</p> <p style="text-align: right;">【災対本部事務局・避難誘導救援班】</p> <p>災害発生時の避難方法は、次のとおりとする。</p>  <p style="text-align: center;">図 3-5-1 避難フロー図</p>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 28 年度修正）	修正案（令和元年度修正）
<p>地・風 3-86</p>	<p>(1) 自主避難又は避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令による避難</p> <p>火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるような態勢を整える。さらに、災害によって自宅が全半壊したり、避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。</p> <p>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避等を行う。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所への避難</p> <p>避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。</p> <p>(3) 避難者の帰宅</p> <p>一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。</p> <p>(4) 指定避難所での受入</p> <p>市は、避難所の安全が確保された場合において、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を指定避難所に受け入れるものとする。</p> <p style="text-align: right;">《参照 本節「第7 避難所の開設」》</p> <p>(5) 広域避難場所への避難</p> <p>火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告・避難指示（緊急）が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。</p> <p style="text-align: right;">《資料 107》</p> <p>(6) 広域避難場所から指定避難所での受入</p> <p>危険要因が去った後、市は安全性が確保された指定避難所へ避難させるものとする。</p> <p>(7) 応急仮設住宅への移住</p> <p>応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第3章「第13節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照）</p> <p>(8) 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置</p> <p>避難者数が避難所の受入能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を臨時の避難所として開設するほか、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。</p> <p style="text-align: right;">《参照 本節第6「5 臨時の避難所」、本節「第8 広域一時滞在」》</p>	<p>(1) 自主避難又は【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始、【警戒レベル4】避難勧告・避難指示（緊急）の発令による避難</p> <p>火災や崖崩れ、浸水等の危険が迫り、住民の自主判断で避難が必要な状況が発生したり、（警戒レベル3）避難準備・高齢者等避難開始が発令された場合は、避難行動を開始するか、もしくはいつでも避難できるような態勢を整える。さらに、災害によって自宅が全半壊したり、（警戒レベル4）避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合は、速やかに避難行動を開始する。</p> <p>なお、避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な避難場所への移動又は屋内での待避等を行う。</p> <p>(2) 指定緊急避難場所・指定避難所への避難</p> <p>避難行動を開始した住民は、事前に指定された避難場所等へ危険回避のために避難を行う。</p> <p>(3) 避難者の帰宅</p> <p>一時的に避難した住民のうち、地域や自宅の危険が去り、自宅の被害が免れた又は被害が軽微な住民は、それぞれの自宅に帰宅するものとする。</p> <p>(4) 指定避難所での受入</p> <p>市は、避難所の安全が確保された場合において、焼失や倒壊等により自宅に帰れなくなった被災者等を指定避難所に受け入れるものとする。</p> <p style="text-align: right;">《参照 本節「第7 避難所の開設」》</p> <p>(5) 広域避難場所への避難</p> <p>火災延焼等により当該避難場所が危険な状況になり避難勧告・避難指示（緊急）が出された場合には、事前に定められている広域避難場所へ避難するものとする。</p> <p style="text-align: right;">《資料 107》</p> <p>(6) 広域避難場所から指定避難所での受入</p> <p>危険要因が去った後、市は安全性が確保された指定避難所へ避難させるものとする。</p> <p>(7) 応急仮設住宅への移住</p> <p>応急仮設住宅が建設された場合、市は被災者を応急仮設住宅での生活に移行させるものとする。（第3章「第13節 公的住宅等の提供及び住宅の応急修理計画」参照）</p> <p>(8) 避難者数が避難所の収容能力を超過した場合の処置</p> <p>避難者数が避難所の受入能力を超過する場合は、民間施設を含む施設を臨時の避難所として開設するほか、隣接又は努めて近傍の自治体に避難所を確保する。</p> <p style="text-align: right;">《参照 本節第6「5 臨時の避難所」、本節「第8 広域一時滞在」》</p>

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 28 年度修正）	修正案（令和元年度修正）																																
<p>地・風 3-87</p>	<p>第2 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・避難指示（緊急）等</p> <p>【災対本部事務局・千葉県・流山警察署・自衛隊】</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告・避難指示（緊急）を行う。</p> <p>1 避難情報の種類</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告・避難指示（緊急）をするものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 3-5-1 避難情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="433 919 1537 1327"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立ち退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。</p> <p>(中略)</p>	種類	内容	避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。	避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。	<p>第2 避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告・避難指示（緊急）等</p> <p>【災対本部事務局・千葉県・流山警察署・自衛隊】</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民に対して避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告・避難指示（緊急）を行う。</p> <p>1 避難情報の種類</p> <p>災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、本部長は、その状況に応じて適切な避難準備・高齢者等避難開始の発令や避難勧告・避難指示（緊急）をするものとする。<u>情報の発信は災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動について警戒レベルを用いて5段階に分け、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達する。</u></p> <p style="text-align: center;">表 3-5-1 避難情報の種類</p> <table border="1" data-bbox="1567 919 2703 1688"> <thead> <tr> <th>発令者</th> <th>警戒レベル</th> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象庁</td> <td>警戒レベル1</td> <td>警報級の可能性</td> <td>防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。</td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>注意報</td> <td>ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">流山市</td> <td>警戒レベル3</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始</td> <td>住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警戒レベル4</td> <td>避難勧告</td> <td>その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。</td> </tr> <tr> <td>避難指示（緊急）</td> <td>被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>警戒レベル5</td> <td>災害発生情報</td> <td>災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※立ち退きを行うことが危険な場合は、屋内での待避等、安全確保措置をとるよう指示する。</p> <p>(中略)</p>	発令者	警戒レベル	種類	内容	気象庁	警戒レベル1	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	警戒レベル2	注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握	流山市	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。	警戒レベル4	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。	避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。		警戒レベル5	災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。
種類	内容																																	
避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。																																	
避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。																																	
避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。																																	
発令者	警戒レベル	種類	内容																															
気象庁	警戒レベル1	警報級の可能性	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。																															
	警戒レベル2	注意報	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握																															
流山市	警戒レベル3	避難準備・高齢者等避難開始	住民に避難の準備を促すほか、避難に時間がかかる要配慮者がいち早く安全な場所に避難できるように発令する情報であり、避難勧告に先んじて発令する。																															
	警戒レベル4	避難勧告	その対象地域の住民等に対し避難を拘束するものではないが、住民がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め、又は促すもの。																															
		避難指示（緊急）	被害の危険が目前に切迫している場合等に発し、勧告よりも拘束力が強く、住民等を避難のため立ち退かせるもの。																															
	警戒レベル5	災害発生情報	災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令する。																															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 28 年度修正）	修正案（令和元年度修正）																																
<p>地・風 3-89</p>	<p>表 3-5-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準 風水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="400 352 543 394">避難</th> <th data-bbox="543 352 828 394">発令時の状況</th> <th data-bbox="828 352 1113 394">住民に求める行動</th> <th data-bbox="1113 352 1537 394">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="400 394 543 1144"> <p>避難準備・高齢者等避難開始</p> </td> <td data-bbox="543 394 828 1144"> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p> </td> <td data-bbox="828 394 1113 1144"> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</p> <p>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</p> </td> <td data-bbox="1113 394 1537 1144"> <ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1144 543 1837"> <p>避難勧告</p> </td> <td data-bbox="543 1144 828 1837"> <p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p> </td> <td data-bbox="828 1144 1113 1837"> <p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</p> </td> <td data-bbox="1113 1144 1537 1837"> <ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 8.10m（西関宿） 8.20m（野田） 【利根運河】 8.20m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1837 543 1984"> <p>避難指示（緊急）</p> </td> <td data-bbox="543 1837 828 1984"> <p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p> </td> <td data-bbox="828 1837 1113 1984"> <p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ち</p> </td> <td data-bbox="1113 1837 1537 1984"> <ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 </td> </tr> </tbody> </table>	避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準	<p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</p> <p>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田） 	<p>避難勧告</p>	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p>	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 8.10m（西関宿） 8.20m（野田） 【利根運河】 8.20m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） 	<p>避難指示（緊急）</p>	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 	<p>表 3-5-2 江戸川、利根運河及び坂川の洪水時における避難の基準 風水</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1567 352 1709 394">避難</th> <th data-bbox="1709 352 1994 394">発令時の状況</th> <th data-bbox="1994 352 2279 394">住民に求める行動</th> <th data-bbox="2279 352 2703 394">基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1567 394 1709 1144"> <p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</p> </td> <td data-bbox="1709 394 1994 1144"> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p> </td> <td data-bbox="1994 394 2279 1144"> <p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</p> <p>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</p> </td> <td data-bbox="2279 394 2703 1144"> <ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1144 1709 1837"> <p>【警戒レベル4】 避難勧告</p> </td> <td data-bbox="1709 1144 1994 1837"> <p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p> </td> <td data-bbox="1994 1144 2279 1837"> <p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</p> </td> <td data-bbox="2279 1144 2703 1837"> <ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 8.60m（西関宿） 8.80m（野田） 【利根運河】 8.20m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1567 1837 1709 1984"> <p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p> </td> <td data-bbox="1709 1837 1994 1984"> <p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p> </td> <td data-bbox="1994 1837 2279 1984"> <p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ち</p> </td> <td data-bbox="2279 1837 2703 1984"> <ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 </td> </tr> </tbody> </table>	避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準	<p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</p> <p>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田） 	<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p>	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 8.60m（西関宿） 8.80m（野田） 【利根運河】 8.20m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） 	<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合
避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準																															
<p>避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</p> <p>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田） 																															
<p>避難勧告</p>	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p>	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 8.10m（西関宿） 8.20m（野田） 【利根運河】 8.20m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） 																															
<p>避難指示（緊急）</p>	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 																															
避難	発令時の状況	住民に求める行動	基準																															
<p>【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。</p>	<p>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）。</p> <p>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性がある場合 ・避難経路等で浸水の可能性があり、通行困難となることが予想される場合 ・市に大雨注意報が発表され、翌日早朝までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性があり、かつ、土砂災害発生危険基準を超える降雨が見込まれる場合 ・強い降雨を伴う台風が翌日早朝までに接近・通過することが予想される場合 ・以下の河川で氾濫注意水位に達した場合 ≪氾濫注意水位≫ 【江戸川】 6.10m（西関宿） 6.30m（野田） 【利根運河】 6.30m（野田） 【坂川】 3.20m（大谷口新田） 																															
<p>【警戒レベル4】 避難勧告</p>	<p>通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。</p>	<p>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表された場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、数時間後に土砂災害発生危険基準を突破する可能性が高く、かつ、数時間にわたり継続することが見込まれる場合 ・市に大雨警報（土砂災害）が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・市周辺に大雨特別警報（土砂災害）が発表され、市にも発表される可能性がある場合 ・以下の河川で避難判断水位に達した場合 ≪避難判断水位≫ 【江戸川】 8.60m（西関宿） 8.80m（野田） 【利根運河】 8.20m（野田） 【坂川】 3.40m（大谷口新田） 																															
<p>【警戒レベル4】 避難指示（緊急）</p>	<p>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p>	<p>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了・未だ避難していない対象住民は、直ち</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、その後数時間収束が見込まれない場合 																															

流山市地域防災計画新旧対照表

頁	現行（平成 28 年度修正）				修正案（令和元年度修正）			
		<p>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p> <p>人的被害の発生した状況。</p>	<p>に避難行動に移るとともに、その暇がない場合は屋内での待避等、生命を守るための安全を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象（亀裂、湧水、地鳴り等）が確認された場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・以下の河川で氾濫危険水位に達した場合。 ・堤防の決壊につながるような前兆現象（堤防の漏水・侵食等）を確認。 <p>《 氾濫危険水位 》</p> <p>【江戸川】</p> <p>8.40m（西関宿） 8.50m（野田）</p> <p>【利根運河】</p> <p>8.50m（野田）</p> <p>【坂川】</p> <p>3.80m（大谷口新田）</p>		<p>堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。</p> <p>人的被害の発生した状況。</p>	<p>に避難行動に移るとともに、その暇がない場合は屋内での待避等、生命を守るための安全を確保。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市に土砂災害警戒情報が発表され、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・当該地区又は周辺地区で土砂災害が発生した場合 ・土砂災害の前兆現象（亀裂、湧水、地鳴り等）が確認された場合 ・避難勧告等による立ち退き避難が十分ではない場合 ・以下の河川で氾濫危険水位に達した場合。 ・堤防の決壊につながるような前兆現象（堤防の漏水・侵食等）を確認。 <p>《 氾濫危険水位 》</p> <p>【江戸川】</p> <p><u>8.90m</u>（西関宿） <u>9.10m</u>（野田）</p> <p>【利根運河】</p> <p>8.50m（野田）</p> <p>【坂川】</p> <p>3.80m（大谷口新田）</p>
	<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>※避難勧告等は、当該地域の発表基準に係る発令情報（注・警報や土砂災害警戒情報など）の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。</p>				<p>※ 自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は、計画された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の2階等に避難することもある。</p> <p>※避難勧告等は、当該地域の発表基準に係る発令情報（注・警報や土砂災害警戒情報など）の解除を基本とし、気象状況等を総合的に判断した上で、解除するものとする。</p>			
	<p>情報の入手先</p>	<p>指定河川洪水予報：銚子地方気象台 水位：関東地方整備局江戸川河川事務所 千葉県：</p>	<p>(TEL 0479-24-2714：自動応答) (TEL 0479-23-7705：防災業務課) (TEL 04-7125-7311) (TEL 043-223-3156：河川環境課)</p>	<p>情報の入手先</p>	<p>指定河川洪水予報：銚子地方気象台 水位：関東地方整備局江戸川河川事務所 千葉県：</p>	<p>(TEL 0479-24-2714：自動応答) (TEL 0479-23-7705：防災業務課) (TEL 04-7125-7311) (TEL 043-223-3156：河川環境課)</p>		